



報道関係者 各位

平成 29 年 9 月 4 日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部

健康安全課長 塩野七重

産業安全専門官 富樫英樹

電話番号 048-600-6206

平成 29 年度の「全国労働衛生週間」が、

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

をスローガンとして、10月1日から10月7日まで実施されます。(準備期間は9月1日から9月30日まで)

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的とし、毎年同じ期間に全国で実施しており、今年で 68 回目を迎えます。(別添「実施要項」参照)

県内の業務上疾病の被災者数は、平成 26 年に急増し、ここ 3 年間は高止まり状態にあり、特に運輸交通業及び社会福祉施設で増加しています。(図 1、表 1 参照)

平成 26 年 6 月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設(平成 27 年 12 月施行)、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理(平成 28 年 6 月施行)、③職場における受動喫煙防止対策(平成 27 年 6 月施行)など、労働者の健康確保対策が拡充されています。また、「事業場における治療と職業生活の両立支援」について周知を図る必要があり、労働局及び県下の労働基準監督署では、これらの対策の実施について、事業場に対して指導・周知を行っています。

本年度の全国労働衛生週間においては、県内各地において各労働基準監督署が各地区の労働基準協会に協力し全国労働衛生週間説明会等を実施するとともに、各事業場においては事業場内の巡視等を行い労働衛生意識の高揚を図ることとしています。

<平成 29 年度「全国労働衛生週間」スローガン

働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

<実施期間>

本週間 平成 29 年 10 月 1 日 (日) から 10 月 7 日 (土) まで

準備期間 平成 29 年 9 月 1 日 (金) から 9 月 30 日 (土) まで

<実施事項>

全国労働衛生週間説明会(各地区労働基準協会主催)(詳細は別紙)

1 業務上疾病の現状と取組

(1) 現状

埼玉県内では、平成 28 年の業務上疾病の発生件数は 585 件で、前年を 17 件上回りました。平成 25 年と比較すると 194 件の増加となっており、平成 26 年以降は高止まりの状況となっています。(グラフ1、表 1 参照)

平成 28 年に発生した業務上疾病について傷病別にみると、最も多いのは負傷に起因する疾病で、428 件と全体の 8 割を超えています。このうち腰痛が最も多くいわゆるギックリ腰などの腰痛(災害性腰痛)が 277 件、「負傷によらない業務上の腰痛(非災害性腰痛)」の 38 件と合わせると全体の 53.8%を占めています。

次に多いのが、「異常温度条件による疾病」で 59 件となっており、このうち 12 件が熱中症です。

(2) 対策

腰痛に関しては、発生頻度の高い社会福祉施設等の事業者に対し、説明会や事業者団体に対する要請を行うなどにより、作業方法の改善等の腰痛予防対策を進めています。

また、熱中症に関しては、パンフレットを作成し、建設業を中心とした各種事業主団体に配布したほか、各種説明会等の機会を利用して、予防対策の徹底を求めました。

2 メンタルヘルス対策の現状と取組

(1) 現状

厚生労働省で行っている労働安全衛生調査(実態調査)(平成 27 年)によると、現在の仕事や職業生活に関することでストレスとなっていると感じる事項がある労働者の割合は、55.7%(平成 25 年調査 52.3%)となっています。

また、埼玉県の発表によると、平成 28 年における県内の自殺者は年間 1,254 人で、そのうち被用者と管理職の合計数は 464 人(同 437 人)と前年比で約 6%増加しており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組が重要な課題となっています。

このような状況下で、労働安全衛生法が改正され、平成 27 年 12 月より、労働者数 50 人以上の事業場においては、常時使用する労働者に対して、医師や保健師等による心理的な負担を把握するための検査(ストレスチェック)の制度の実施が義務付けられています。

(2) 対策

埼玉労働局では、労働局・労働基準監督署において、ストレスチェックの実施を求めています。また、埼玉産業保健総合支援センターセンター内に相談窓口(電話:048-829-2661)が設置されており、相談対応や、個別訪問支援や教育・研修の実施といった各種支援事業を行っています。

なお、厚生労働省では、メンタルヘルス等に関連したホームページを開設しています。

(働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト『こころの耳』)

<http://kokoro.mhlw.go.jp>

こころの耳 で検索

3 その他の取組

(1) 化学物質対策

労働安全衛生法により、①事業場におけるリスクアセスメントの実施、②譲渡提供時の安全データシート(SDS)の提供、③譲渡提供時の容器等へのラベル表示の3点が義務付けられる危険・有害な化学物質は、本年3月1日に27物質が追加され663物質となりました。

この規制は、業種や規模を問わず適用されることから、埼玉労働局では、あらゆる業種を対象に、集団説明会等の機会を捉え、法改正に関する周知を行っています。

(2) 受動喫煙防止対策

平成 27 年 6 月から、職場の受動喫煙防止対策が事業主の努力義務となっています。

厚生労働省では、「受動喫煙防止対策助成金」により、中小企業事業主が受動喫煙防止対策を行う際の費用の一部を支援しています。

この助成金の対象となる受動喫煙防止対策の要件等について、埼玉労働局では、パンフレット等を活用して制度の周知と利用促進を行っています。

図 1：業務上疾病発生状況（労働者死傷病報告による）

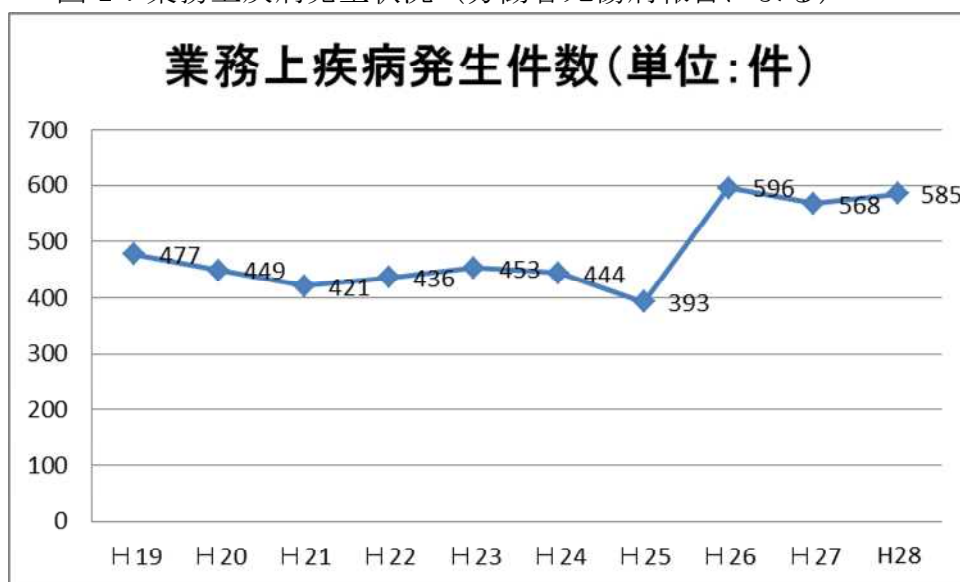


表 1：傷病別の業務上疾病発生状況（労働者死傷病報告による）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
負傷に起因する疾病	346	318	262	272	256	235	249	296	306	428
(うち負傷に起因する腰痛)	303	260	225	235	195	155	197	219	230	277
負傷によらない業務上の腰痛	8	11	16	19	72	92	33	123	76	38
異常温度条件による疾病 (熱中症等)	24	29	42	65	58	62	57	78	85	59
頸肩腕症候群等	25	24	6	9	13	13	12	22	15	19
化学物質による疾病 (がんを含む)	9	7	7	10	7	5	5	13	13	6
じん肺及びじん肺合併症	18	21	11	5	17	4	7	6	5	4
その他	47	39	77	56	30	33	30	58	68	31
合計	477	449	421	436	453	444	393	596	568	585